

## 【掲載官報】

平成 22 年 8 月 25 日 本紙第 5383 号

## 【法令名】

○平成二十二年六月十一日から七月十九日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

## 【法令番号】

平成 22 年 8 月 25 日 政令第 190 号

## 【管轄省庁】

内閣府

## 【施行期日】

平成 22 年 8 月 25 日

## 【制定の根拠規定】

激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項

## 【法令のあらまし】

### \* 趣旨・目的

平成22年6月11日から7月19日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定する。併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」等を指定し、農地、農業用施設及び林道等の災害復旧事業を行う。

### \* 要旨

当該災害に対し、次に掲げる措置を適用する。

#### (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（過去 5 ヶ年平均 農地 83%→92%）。

(法第 5 条)

#### (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施

設の災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う（一般災害 20%→最高 90%）。

（法第 6 条）

（3） 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する（算入率 100%）。

（法第 24 条第 2 項～第 4 項）

.....